

清

せい せい

政

75



『 国 思 う 心 』



神道政治連盟京都府本部

副本部長 室川 喜幸

先ずは平素より当京都府本部の活動に対しましてご理解ご協力を賜りますこと衷心よりお礼申し上げます。

当本部では、平成十三年より沖縄県宜野湾市嘉数の丘にある「京都の塔」にて京都府出身英霊の慰霊祭を、また平成十六年より京都府戦歿英霊追悼慰霊祭、平成十七年よりは靖國神社における京都府出身英霊の慰霊祭を、それぞれコロナ禍の中も途切れることなく斎行し、英霊顕彰および慰霊追悼の誠を捧げてまいりました。

扱、本年六月天皇后両陛下が、即位後初めて国際親善を目的とした外国訪問としてインドネシアに御訪問なされました。この折、オランダとの独立戦争で戦死された残留日本兵らを葬ったカリバタ英雄墓地に慰霊参拝されました。この時両陛下は、慰霊碑に向かい二分程の黙祷の後、花を手向けられました。この慰霊への真摯な御姿勢は、昭和天皇、上皇陛下の御姿勢を引き継がれたものではないかと思えます。

戦後昭和天皇は、昭和四十六年より全国巡幸を行われました。戦争によつて多くの地域が未曾有の被害を受けた事に対し、激励の意味での巡幸でありましたが、多くの方が戦禍により亡くなっていますので、言い換えれば、昭和天皇は慰霊の旅をなさっていたとも言え

ます。ただ、戦後米国の施政権下にあり、昭和四十七年まで日本国に返還されなかった沖縄には、遂に行幸し得なかったことは非常に残念な御気持ちだったのではないかと拝察致します。この御気持ちを上皇上皇后両陛下は引き継がれ、即位後平成五年に沖縄に行幸啓されています。この行幸啓は、慰霊が第一の目的ですが、沖縄の神に先人達の気持ち、立ち直ろうとする思いに対する加護を願う祈りであられたのだろうと存じます。日本には地域く々の神様が存在し、その神様にその場所でお願ひする事が大変重要である、というお気持ち表れているのだと思えます。

その後も、上皇上皇后両陛下にあらわれては、先の大戦の戦跡である硫黄島、サイパン、パラオ、フィリピンと御訪問になり、慰霊の旅を続けられました。とくに戦後六十年の年のサイパンへの御訪問は、国からの要請による親善訪問とは趣が異なり、戦争により亡くなられた方々を慰霊し、平和を祈願する為の御訪問ではなかつたかと思えます。その御意志が、現在の天皇皇后両陛下に引き継がれ、先に述べた御慰霊に至ったのではないかと拝察いたします。

当本部事業の一つである、沖縄「京都の塔」での慰霊祭に併せ、これまで数々の戦跡を訪ね



て来ました。そこには、平和教育の名のもと本土から多くの修学旅行生が来島しており、数々のガマ（壕）等での戦時中の体験をガイドの方達が説明をしている姿に幾度か遭遇した事があります。その説明は、総じて「沖繩戦は無謀な戦いであり、島民は根こそぎ動員され、捨て石の様に戦わされ、悲惨な戦いであった」といった趣旨の説明が多く聞かれました。日本の将来を背負う若者への説明が、それだけで良いのでしょうか。実際に戦った人達は守りたいものがあったでしょう。それは父母兄弟をはじめとする家族であり、愛する人であったと思います。自分の命を投げ打つても、祖国防衛の礎となるという気持ちで戦いに身を投じたはずですが、それを、簡単に「無謀で悲惨な戦い」だけで済ましてもよいのでしょうか。戦いに身を投じた方々の思いからは、非常にかげ離れていると思うのです。沖繩を始め各戦地で戦われた方々、また日本という国を命懸けで護った方々の気持ちを顧みる教育を、今後進めなければいけないと感じます。

二年後、令和七年には戦後八十年を迎えます。戦争体験者の方、元兵士の方は、若い方も九十代半ばを迎え、百歳を超える方もいらっしゃると思います。終戦時に子供で空襲の記憶がある

という方はまだおられますが、戦場体験者は少なくなっています。この様な時代に、先の大戦を語り継ぐ必要は大変重要な事だと思えます。硫黄島、沖繩等にて戦われた方々に対し、無謀な戦いを強いられた、また「お国のために死にます」という表現をよく耳にしますが、何故彼らは必死になって自分の命を投げ出してまで戦い抜いたのかについて、思いを致さねばなりません。私は、自分の命を投げ出してでも愛する人達を守りたいということと、日本という祖国を守る事は同じであり、すなわち日本という国が存在する事と一つになると思うのです。

先の大戦に於いて、英霊たちの戦いがあるからこそ今の日本があるのです。一億二千万人の平和な暮らしは、この人達のおかげにより今日につながっています。その事を、二年後に控える戦後八十年の節目に向けて改めて考え直し、今の時代ならではのあり方を、史実をもつて語り継いでいく事が大切ではないでしょうか。

神道政治連盟京都府本部では、今後も英霊顕彰および慰霊追悼の誠を捧げてまいります。この活動を通し国を思う気持ちを再認識し、より良い日本国の在り方を導き出せればと思う今日この頃であります。

「京都府知事大嘗祭参列違憲訴訟」に思う

本部長 梶 道 嗣



皇位継承の重要祭祀、大嘗祭の中心儀式である、大嘗宮の儀などに西脇隆俊知事らが公務として参列したのは、憲法の政教分離の原則に違反するとして、公費約三十九万円の返還を知事に求める訴訟が、京都地裁に提訴されている。訴状によると、南丹市での斎田拔穂の儀や大嘗宮の儀に参列し、給与や旅費は公費で支払われたが、知事ら地方公務員が宗教儀式に関与し、公金を支出することは明らかに政教分離に反すると主張している。

大嘗祭は、皇位継承に際し最も重要とされる儀式で、七世紀後半以降一時的に中断を挟みながらも、歴代天皇により継承されてきた。五穀豊穰を祈念し、国の繁栄と国民の安寧を祈るといふ、まさに天皇と国民とを繋ぐ祭儀である。

皇位継承儀式の剣璽渡御の儀（剣璽等承継の儀）・即位礼正殿の儀は、天皇即位とその正統性を国内外に宣明される儀式であるが、大嘗祭はこれらの儀典とは異なり、天皇と民が稲作を媒介として繋がり、日本人としての同一性を御代毎に確かめる祭儀なのである。

近年は国内でも災害が続くが、国民の平穩

を願う思いを、天皇が祭り主として皇祖皇宗に祈るところにも意味がある。宮内庁は内容を公開していないが、陛下が祈られる大嘗祭の御告文では、自然災害を被らないよう祈られたようである。平安時代に東北地方を襲った貞観地震（貞観十一年・八六九年）の際、当時の清和天皇が救済のための詔を出された慣例もあり、被災者への大御心は今回の御告文の内容にも継承されていたであろう。

裁判を傍聴して感じたことは、原告の殆どが何らかの宗教に属している人達であるような気がした。我が国では、古代から八百万の神々を崇拝し、祖先に対する祭祀を重視する神道の精神が根付いており、さらに、異なる文化や思想をも受け入れる包容性を有している。そのような寛容の精神を持ちつつ、天皇の下で国民が一致団結して国を発展させてきた事実を、原告らはお忘れになっているような気がする。

参考までに「鹿児島大嘗祭訴訟最高裁判決」を掲載させて頂いたが、皇室との所縁が深い京都の地で違憲性を匂わす判決が出ないことを祈るばかりである。判決は令和六年二月七日、京都地方裁判所にて言い渡される。

鹿児島大嘗祭訴訟最高裁判決

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

(中略) 憲法は、明治維新以降、国家と神道が密接に結び付き種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため(中略)いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定(以下「政教分離規定」という。)を設けた。政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、憲法の政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

このような政教分離原則の意義に照らすと、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない(中略)。

そこで、以上の見地に立って、本件について検討する。原審が適法に確定した事実関係によれば、大嘗祭は、天皇が皇祖及び天神地祇に対して安寧と五穀豊穰等を感謝するとともに国家や国民のために安寧と五穀豊穰等を祈念する儀式であり、神道施設が設置された大嘗宮において、神道の儀式にのっとり行われたというのであるから、鹿児島県知事である被上告人がこれに参列し拝礼した行為は、宗教とのかかわり合いを持つものである。

しかしながら、原審が適法に確定した事実関係によれば、(1)大嘗祭は、7世紀以降、一時中断された時期はあるものの、皇位継承の際に通常行われてきた皇室の重要な伝統儀式である、(2)被上告人は、宮内庁から案内を受け、三権の長、国務大臣、各地方公共団体の代表等と共に大嘗祭の一部を構成する悠紀殿供饌の儀に参列して拝礼したにとどまる、(3)大嘗祭への被上告人の参列は、地方公共団体の長という公職にある者の社会的儀礼として、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意を表する目的で行われたものであるというのである。【要旨】これらの諸点にかんがみると、被上告人の大嘗祭への参列の目的は、天皇の即位に伴う皇室の伝統儀式に際し、日本国及び日本国民統合の象徴である天皇に対する社会的儀礼を尽くすものであり、その効果も、特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるようなものではないと認められる。したがって、被上告人の大嘗祭への参列は、宗教とのかかわり合いの程度が我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当である。

以上の点は、前掲各大法廷判決の趣旨に徴して明らかとすべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に憲法 20 条 1 項、3 項の解釈の誤りはない。(中略)

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷(裁判長裁判官 深澤武久 裁判官 井嶋一友 裁判官 藤井正雄 裁判官 町田 顯 裁判官 横尾和子)

令和四年度活動方針及び活動計画

令和五年六月十九日開催

第一回代議員会にて承認

活動方針

本年一月二日、宮中新年参賀において畏くも天皇陛下より「この三年近くにわたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、皆さんには多くのご苦労があったことと思います。三年の月日を経て、今日、こうして皆さんと一緒に新年を祝うことを誠にうれしく思います。」との誠に有り難いお言葉を賜わった。常に国民に心を寄せられ、

祈られる大御心を拝し、今一度、我が国に天皇陛下を戴くことの有り難さを心に刻み、悠久の歴史の中で連綿と受け継がれてきた万世一系の皇位の護持に向け、決意を新たにするところである。皇統に属する男系男子の養子縁組等を可能とする法整備に向けた早期対応を働きかけると共に、皇位が二千年以上の長きにわたり、皇統に属する男系男子の子孫によって一度の例外も無く継承されてきたことの歴史的意義について、府民に対し更に一層、幅広く啓発していく。

ロシアとウクライナの戦争は停戦の目処が立たないまま長期戦の様相を呈しているが、「自分の国は自分で守る」事の大切さを再認識させられる。我が国からは遠く離れた場所での戦争ではあるが、それでも我が国では物の値段は軒並み上がり、国民生活に様々な支障を来している。我が国周辺においても何時、戦争が起ころうとも不思議では無い状態が続いている。北朝鮮が日本海に向け、ミサイル発射を繰り返していることを始め、中国は尖閣諸島周辺海域への侵犯を繰り返

し、台湾統一を目指して武力侵攻をも辞さない構えを見せている。もし、台湾を巡る米中の対決が現実のものとなれば、我が国への影響は避けられず、物価高騰だけでは済まないであろう。また、大規模自然災害の発生や世界規模の伝染病の流行、社会秩序と国民生活に深刻重大な影響を及ぼす事態への敏速な対応を可能とする緊急事態条項の創設も急務となってきた。我々はこの機会を逃さず、衆参憲法審査会での議論を加速させて、憲法改正案の速やかな国会発議を強く働きかけ、来る国民投票への準備も進めていかななくてはならない。

選択的夫婦別氏(姓)制度をめぐる問題を始め、性的少数者への理解増進法案や同性婚の容認をめぐる問題、また子供の権利保障をめぐる問題等も注視していかなばならない。我が国の良き伝統に基づく家族と社会生活への悪影響が懸念される諸問題の本質について更に理解を深め、その対処にも努めていきたい。

本年四月、統一地方選挙が執り行われ、京都府議会・京都市会では何とか第一党を確保するも、幾人かの同志議員は涙を飲む結果となった。日本維新の会の躍進の波は大阪だけには止まらず、どうやら京都にもやってくるようである。本年度は京都市長選を始め、数々の首長・議会選挙が予定されている。連綿と続く我が国の歴史と伝統に基づいた真の国家の再興を目指すには同志議員を一人でも多く、市・町・村政の場に送り出すことが大切である。目下の重要課題については自民党京都府連、京都府議会・京都市会神道議員連盟、日本会議京都等、関係・友好諸団体との連携を一層に密にしながら、今一度、その使命と役割を再認識し、鋭意取り組んでいく所存である。

活動計画

継続事業

①五十周年記念事業

- ・記念誌の発行

推進事業

①皇室の尊厳護持運動

- ・『皇室』の購読推進

・万世一系の皇室の伝統を護持するべく、男系男子孫による皇位継承有資格者の確保に向けた国民への理解と世論形成に鋭意取り組む。

②英霊顕彰並びに慰霊

- ・京都府戦没英霊追悼慰霊祭の斎行（十一月）
- ・沖繩京都の塔慰霊参拝団による英霊追悼行事の遂行（十二月）
- ・靖國神社における京都府出身戦没者慰霊祭の斎行（三月）

③会員大会の開催

- ・（六月）

④選挙に向けた取り組み

- ・井手町長選挙（八月）・向日市議会選挙（八月）・亀岡市長選挙（十月）・精華町長選挙（十月）・八幡市長選挙（十一月）・南山城村議会選挙（三月）・南山城村長選挙（六月）・京都市長選挙（二月）
- ・笠置町長選挙（三月）・和束町長選挙（四月）・京丹後町議会選挙（五月）・京丹波町長選挙（五月）・福知山市長選挙（六月）

⑤憲法改正に関わる情宣活動

- ・京都選挙区自民党衆参両議員、京都府議会・京都市会神道議員連盟、日本会議京都、美しい日本の憲法を作る京都府民の会と連携した活動を展開する。（未定）

- ・憲法改正問題の正しい情報を得るための講演会の開催。（未定）
- ・京都の驛をかたる女性の会と連携し、女性の意識向上に向けての方

策に取り組む。

⑥夫婦別氏（姓）制等、家族制度改変問題への対応

- ・家族の絆を破壊する夫婦別氏（姓）制については要望者には通称使用を促し、社会制度としては同氏制を維持して通称使用の拡大化で対処するよう働きかける。

⑦会報『清政』の発行

- （十二月、六月の年二回発行）

⑧機関紙『せいせい瓦版』の発行

- （適宜）来る国民投票に向けての憲法改正の必要性を訴える。

⑨広報事業の充実

- ・時局に応じたホームページの更新。
- ・『清政』『せいせい瓦版』等、時局問題を敏速に掲載。会員世論の喚起を促す。

・京都の驛をかたる女性の会専用ホームページの随時更新。活動の充実を目指す。

⑩会員の増強

- ・支部との連携の下、組織拡充・拡大に努め、京都の驛をかたる女性の会とも連携、若い世代や女性を中心とした会員増強を図る。
- ・政策推進に資するため青年隊組織の充実を図り、問題発生時には必要に応じて早急に対処する。

⑪関係団体との協力

- ・京都府神社庁の関係団体をはじめ、英霊にこたえる会、日本会議京都、美しい日本の憲法をつくる京都府民の会、京都の驛をかたる女性の会、京都選挙区自民党衆参両議員、京都府議会・京都市会両神道議員連盟との連携を深め、憲法改正運動への協力事業を推進する。併せて京都府内の遺族会にもお声がけをし、京都府戦没英霊追悼慰霊祭、靖國神社における京都府出身戦没者慰霊祭、沖繩京都の塔慰霊参拝団への参列・参加を呼びかける。
- ・京都府議会・京都市会両神道議員連盟との懇談会の開催。

（一部抜粋）

第36回 神道政治連盟京都府本部会員大会



第三十六回 会員大会

第一部 式典

第三十六回神道政治連盟京都府本部会員大会が去る七月二十日、多くのご来賓を始め約百六十名の関係者が出席して、厳粛裡に開催された。

第一部式典は、稲本副幹事長の司会により進められ、先ず初めに梶本部長に合わせて国旗儀礼を行い、後藤副本部長の開会の辞、神宮遙拝、国歌斉唱と続き、梶本部長が「教育勅語」を厳かに奉読した後、参加者全員で綱領を唱和した。梶本部長の式辞では、先ず初めに本日出席いただいた来賓各位及び会員関係者に謝意を述べ、まだまだ尾を引くコロナ禍中であるので、大会の時間短縮のため、式典及び懇親会のみ構成にしたことの説明があった。また、先目行われた統一地方選挙では、多くの支持を頂いたことに謝意を述べ、この先本年度事業への協力をお願いしたいとの挨拶がおこなわれた。

次に、令和四年度功績者表彰がおこなわれ、



とき…令和五年七月二十日
ところ…リーガロイヤルホテル京都

亀岡支部篠葉神社 桂武彦宮司が表彰の栄に浴されることになったが、当日生憎ご欠席であったため、同支部大橋支部長が代理として表彰状を受け取られた。

次に、来賓が紹介され、来賓を代表し神道政治連盟打田文博会長、京都府神社庁林秀俊副庁長、勝目康衆議院議員、吉井章参議院議員、京都府神道議員連盟渡辺邦子幹事、京都市会神道議員連盟山本恵一副会長よりそれぞれ鄭重なる祝辞を頂いた。

祝電披露の後、藤森幹事長より会務報告がなされ、室川副本部長の閉会の辞、国旗儀礼をもって、第一部式典の部を終了した。

第二部 ■ 懇親会 ■

第一部式典に引き続き、会場を移して第二部の懇親会がおこなわれた。

進行は、当本部谷口みゆき組織委員によって進められ、先ず初めに当本部監査委員であり京丹后市議会議員・竹野神社櫻井祐策禰宜の開宴の辞に続き、神道政治連盟大阪本部衛藤恭本部長のご発声により乾杯がおこなわれた。

昨年の懇親会では、隣席との間にアクリル



板が設置され、お酌も禁止された寂しい懇親会であったが、今年はアクリル板も撤去され、注意はしながらも例年通りの賑やかな懇親会となった。過ぎゆく時間も忘れ、和やかに楽しく宴は進み、気が付けば閉宴の時間となり、京都府神社庁鳥居肇副庁長の閉宴の辞により懇親会の幕を閉じた。

(堀川副幹事長)





京都府神道議員連盟 京都市会神道議員連盟

会員の ご紹介



京都府議会
兎本和久先生

神道政治連盟京都府本部の皆様におかれましては、日本の伝統と国柄に基づき国土と国民を守り、家族の絆を大切にできる社会の実現のためにご尽力いただいていることに、厚く御礼申し上げます。

私の選挙区である木津川市・相楽郡の南山城と呼ばれる地域は、南北に流れる木津川に育ま

れた自然豊かな地でございます。南山城は聖武天皇が造営された恭仁京をはじめ『延喜式』にも記載がある由緒正しき神社が数多くありますように、古来より皇室や中央貴族とは非常に関わりがあります。そのため、貴重な文化財も多く存在し、先日には奈良国立博物館・東京国立博物館において南山城地域の社寺の文化財を中心とした特別展が開催されました。

南山城は縄文時代以前より人々の暮らしが営まれ、それと共に五穀豊穡を祈り、神に豊作を感謝する文化が受け継がれて参りました。その伝統を評価され、相楽神社の御田と正月行事は中世の宮座祭祀のあり方を継承されているとして京都府指定無形文化財に指定されております。その一方、我々を取り巻く社会は少子高齢化の進行や、地球規模での環境問題の深刻化、ロシアによるウクライナ侵攻など、大きな転換期を迎えております。その中でも日本の伝統や文化を守り、皆様の生活の安心・安全をしっかりと確保し、京都と奈良を結びにしえから連綿として続く役割を果たせるよう、今後も日々精進して参ります。



京都市会
道端弘之先生

神道政治連盟京都本部の皆様におかれましては、平素より並々ならぬご厚情を賜りますことに深く感謝申し上げます。

昨今の私たちは、これまでの先人たちが様々な苦難を乗り越え、脈々と培ってきた「伝統」「文化」「風習」などに基づく「この国に生まれてよかった」という、日本人としての誇りや自信

忘れつつあるように思います。世界的な新型感染症の流行や経済不況、武力紛争といった「危機的状況」に直面している今だからこそ、わたしたち「日本人」はその誇りと自信を取り戻さなくてはなりません。

また国内においても、地域、世代、家族間などの交流までもが失われつつあり、人やその感情の居場所や行き場のない「閉鎖した場所」と化していきます。それ故に、青少年が加害者や被害者になってしまいう犯罪の増加や学級崩壊、家庭崩壊、ひきこもりなど多数の社会問題が噴出していきます。

わたしが目指す社会は「次世代を担う子ども達が健全に成長することができ、自らの人生を自由に開拓し、生き生きとした人生を歩める社会」であり、まさに神道政治連盟の皆様方が『基本理念』とする「家族を大切に、道徳心や豊かな感受性を育み、子どもたちが未来に希望を持つことのできる社会」を実現する事だと、痛切に感じております。

引き続き、御指導・御鞭撻のほど心よりお願い申し上げます。

令和5年

- 7月5日 教化委員会並びに関係団体代表者懇話会 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
- 7月8日 京都市議会桜井泰広 防災研修会 梶本部長出席〈於 京都市国際交流会館〉
- 7月20日 第35回会員大会 160名出席〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
” 清政74号発行
- 7月22日 丹波五支部連合会総会 梶本部長出席〈於 玉川楼〉
- 8月3日 京都市上支部総会並び総代会総会 梶本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 8月4日 勝目やすし衆議院議員政経セミナー 小松副幹事長出席〈於 京都国際会館〉
- 8月9日 神道政治連盟役員会 梶本部長出席〈於 神社本庁〉
- 8月15日 戦没者追悼中央国民集会 靖國神社参拝〈於 靖國神社〉
- 8月18日 丹後六支部連合会総会 梶本部長出席〈於 舞鶴グランドホテル〉
- 8月19日 西田昌司参議院議員政経パーティー 後藤副本部長以下5名出席〈於 ANA クラウンプラザホテル〉
- 9月2日 吉井章参議院議員政経セミナー 藤森幹事長出席〈於 ホテルグランヴィア京都〉
- 9月3日 山城四支部連合会総会 室川副本部長出席〈於 上井手区公民館〉
- 9月5日 監査委員会 梶本部長以下7名出席〈於 八坂神社常磐新殿〉
” 役員会 23名出席〈於 八坂神社常磐新殿〉
- 9月8日 大嘗祭参列違憲訴訟 第12回口頭弁論傍聴 中森事務局員傍聴〈於 京都地方裁判所〉
- 9月18日 寺田一博京都市議員を囲む会 梶本部長出席〈於 ANA クラウンプラザホテル〉
- 9月21日 ありむら治子参議院議員 在職20年感謝の集い 梶本部長出席〈於 東京都市センターホテル〉
- 9月22日 第52回 交通慰霊祭 梶本部長参列〈於 西陣織会館〉
- 9月25日 綴喜支部総代会総会 梶本部長出席〈於 芦原温泉 清風荘〉
- 9月27日 令和5年第2回定例代議員会 58名出席〈於 京都府神社会館〉
” 第49回神職大会 梶本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 10月2日 京都府神社庁神宮大麻暦頒布始奉告祭 関係者参列〈於 京都府神社会館〉
” 第33回神宮大麻頒布増強推進懇話会 関係者出席〈於 京都府神社会館〉
” 第21回神宮大麻実務者研修会 関係者出席〈於 京都府神社会館〉
- 10月14日 日牟禮八幡宮名誉宮司・宮司就任祝賀会 梶本部長出席〈於 ホテルニューオウミ〉
- 10月21日 第29回全国戦没学徒追悼祭 室川副本部長参列〈於 若人の広場〉
- 10月29日 京都市議会桜井泰広君と左京区の未来を創る会総会 室川副本部長出席
〈於 ザ・プリンス京都宝ヶ池〉
- 11月17日 京都府神社庁新嘗祭 梶本部長参列〈於 京都府神社会館〉
” 京都府神社庁事務連絡会 梶本部長出席〈於 京都府神社会館〉
- 11月20日 洛北支部総代会総会 梶本部長出席〈於 京都ブライトンホテル〉
- 11月21日 京都府戦没英霊追悼慰霊祭〈於 リーガロイヤルホテル京都〉
” 時局講演会 講師：明治神宮 国際神道文化研究所 主任研究員 打越孝明先生
演題：昭憲皇太后のご生涯～慈しみと慰霊の御心～
” 清政75号発行
- 11月26日 自民党京都府支部連合会政経文化懇話会 3名出席〈於 国立京都国際会館〉
- 11月30日 京都府議会議員 石田宗久議長就任祝賀会 梶本部長出席〈於 ザ プリンス京都宝ヶ池〉

表紙写真「お印」の紹介

皇族方の「お印」は「御印章」ともいいますが、皇族の方々お一人おひとりの身の回りの品々を区別するために、目印として付けられる、いわばシンボルマークのようなもので、男性は樹木、女性は花の中から選ばれることが多いですが、上皇陛下のように漢字が選ばれる事もあります。

今号はその上皇陛下下の「榮」です。上皇陛下のお印は、他の皇族方とは異なる漢字一字ですが、「榮」は「草花が盛んに茂る様子」をあらわしていると考えられますが、別の意味として「桐」の別名であるとされています。「桐」の花言葉は「高尚」であり、まさに上皇陛下下に相応しい花言葉です。また、紋章としては「五七の桐」は、日本の国章として、菊花紋に準じる国章として日本国旅券などに使用される重要な草木とされています。

時事一滴

副幹事長 小松 隆志

本年五月、皇室の御入洛に際しての御奉送迎団へ、久しぶりに参加させていただいた。

上皇上皇后両陛下が賀茂祭を御観覧、並びに大聖寺を御訪問されるにあたっての、国旗小旗配布のご奉仕である。聞けば四年ぶりの御奉送迎団結成とのこと。間にコロナ禍があったとはいえ、それほど時が経ったのかと、今更ながらに禍を恨む。

ただ、禍以前と変わらなずにご参加された、各団体からの大勢の諸氏とご一緒させていただき、ご奉仕させていただけたことは、大変幸せなことであった。とりわけ小職の帰属する氏子青年連合会からも、各所にて、従前同様に多数ご参加いただいたことは、殊更有難く、また頼もしく思えた。

もとより、いずれの場所での御奉送迎も悦ばしいご奉仕であるが、個人的には大宮御所での同ご奉仕は、静謐な空間とも相まって、殊の外、御尊顔を拝した後の感動と清々しさは格別だと感じる。次の折には、特に奉送迎団未経験の後輩氏青各位にぜひお勧めしたい。



神道政治連盟京都府本部会報

清政 第75号

発行日：令和5年11月21日
発行所：神道政治連盟京都府本部
〒616-0022
京都市西京区嵐山朝月町68-8
電話 075-863-6677
編集協力：テンセイ・コモンズ
表紙写真：上皇陛下のお印
「榮（桐）」